

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【大学入試センター】

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22.12.7閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

○独立行政法人整理合理化計画（H19.12.24閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10月25日現在の所管省庁の提出資料による。

※2 様式2で灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	大学入試センター

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>● 利益剰余金については、第3期中期目標期間において必要となる高等学校学習指導要領改訂や不測の事態への対応に必要な経費等に充てることとしている。また、保有する施設については、外部の学識経験者の意見も聴き、規模・コスト・立地等を検証した結果、大学入試センター試験等業務を着実に実施するためには、現有地で現有建物を活用することが最善であると考えているが、今後も引き続き不断の検証を実施する。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>● 該当なし(現時点では、不要資産が無いため。)</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>● 貸付資産はないが、その他保有資産については、今後も引き続き不断の検証を実施する。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>● 該当なし(本部事務所のみであり、セキュリティの関係上他の法人と共用化はできないため。)</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>● 該当なし(本部事務所のみであるため。)</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>● 該当なし(海外事務所は保有していないため。)</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>● 講師寄宿舎を有しており、部会開催時の宿泊や、大学等からの作題委員等の急な宿泊及び、不測の事態が発生した場合の宿泊施設に活用しているが、利用率や近隣の宿泊施設の充実の状況を踏まえ、今後も引き続き不断の検証を実施する。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>● 外部の学識経験者の意見も聴き、規模・コスト・立地等を検証した結果、現有地で現有建物を活用することが最善であると考えているが、今後も引き続き不断の検証を実施する。</p>

3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>● 当該閣議決定に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施し、随意契約については真に止むを得ない理由によるもののみとなった。また、一般競争入札においては、より競争性が確保されるようホームページ上に入札参加条件及び仕様書を公開し、公告と同時に詳細な調達内容の情報提供を行っている。</p> <p><平成22年度の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争等 3,111,283千円(55.9%)、競争性のない随意契約 2,451,818千円(44.1%) ・一般競争等 38件(64.4%)、競争性のない随意契約 21件(35.6%) <p><平成23年度の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争等 2,658,745千円(51.3%)、競争性のない随意契約 1,788,433千円(48.7%) ・一般競争等 30件(63.8%)、競争性のない随意契約 17件(36.2%) <p><平成24年度の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争等 2,188,741千円(46.3%)、競争性のない随意契約2,541,615千円(53.7%) ・一般競争等 25件(61.0%)、競争性のない随意契約 16件(39.0%)
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>※記載不要</p>
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、大学入試センターと一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人との間の取引等の状況について公表することとしている。なお、現在は公表の対象に該当する契約はない。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>● 該当なし(関連法人がないため。)</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの削減を図る。</p>	<p>● 平成24年4月から独立行政法人日本学生支援機構とコピー用紙の共同調達を実施している。</p>

<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>● 該当なし(入札等による調達を行う研究開発事業がないため。)</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>● 公共サービス改革基本方針(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、平成21年10月から平成24年4月末までの間、大学入試センターの実施する出願受付・成績開示業務について外部委託により実施し、内閣府に置かれている官民競争入札等監視委員会等において、公共サービスの質の維持や経費の削減等が達成されているとの評価を得た。この評価を踏まえ、引き続き民間競争入札を実施することが平成23年7月に閣議決定され、平成24年5月以降も外部委託により実施している。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>● 現在実施している調達については、当センターに設置されている契約監視委員会においてその適切性に関する評価を実施するとともに、共同調達の実施や公告期間の延長等の改善・見直しを行っており、引き続き、調達の効率化等を図る。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p> <p>① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>● 「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(閣議決定)等に基づき、人事院勧告相当分を平成24年3月から削減するとともに、「独立行政法人における役職員の給与の見直しについて」(平成24年3月6日総務省事務連絡)等の要請に対応し、給与特例法に準じて役員は平成24年4月から、職員は平成24年6月から削減を行っている。</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>● 大学入試センター職員の給与は、「一般職の職員の給与に関する法律」に準拠しており、国家公務員と同様の給与体系としている。年齢階層によるラスパイレズ指数は101.1(地域・学歴を是正した指数は、89.1)となっている(平成24年度実績)。国家公務員の給与水準の推移に注視しつつ、引き続き、より実態が反映された対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)で、国家公務員と同等以下の給与水準(100以下)を維持できるよう努めていきたい。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>※記載不要</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>● 平成24年度の役員の報酬額については、平成25年6月末にホームページで公表した。</p>

<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>● 給与水準については、監事監査及び評価委員会で国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の改正に準拠して給与規則が改正されていることを厳格にチェックを行った。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>● 第3期中期計画において次のとおり設定した。 受験者のニーズに配慮した上で内容を精査し、徹底的に見直すことで更なる合理化・効率化を進め、運営費交付金に頼らないような構造での運営を目指す。また、一般管理費及び事業費のうち固定的な経費は、平成22年度を基準として、中期目標期間中に5.0%以上の効率化を図る。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>● 健康診断費用等の法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費等及び職員の諸手当については、国に準じた取扱いとなっている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>● 事業費等については、大学入試センター試験の志願者数について、高等学校卒業見込者数や過去の出願実績等から予測し、試験問題印刷費等の必要な経費を積算した。なお、第三期中期目標期間においては、運営費交付金に頼らないような構造での運営を目指すこととし、平成23年度から運営費交付金はゼロとしている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>● 内部監査については、会計内部監査を行うための監査員及び当センターの監査に資するための情報の収集・管理する監査・評価室を置いている。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>● 受験生の負担増とならぬよう、大学入試センター試験の参加大学の拡大など積極的に多様な収入確保の方策を検討・実施するとともに、教育の機会均等に配慮した上で志願者の動向、交通の利便性等を考慮し試験場を集約するなど業務を一層効率的に実施することにより、引き続き適正な受益者負担を維持するよう努める。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>● 該当なし(協賛・寄附等を見込める事業が無いため。)</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>● 特許を1件保有しているが、当該特許権を他の企業等が取得し、センターでの利用に支障が生ずることを防ぐために保有しているものであり、自己収入の拡大につながるような知的財産は保有しない。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>● 複数の候補条件からの選択を要する事業は実施していないが、大学入試センターの運営については、大学、高等学校関係者の外部有識者で構成する運営審議会を設置し、毎年度の事業計画や業務実績報告に係る審議を行い、大学入試センター試験の実施方法等の見直しを図っている。(実施済み) 更に、試験問題については、高等学校関係者及び大学教員等の外部有識者で構成する試験問題評価委員会において評価を受け、次年度以降の作題の参考としている。(実施済み)</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>● 該当なし(複数の候補案件からの選択を要する事業がないため。)</p>

No.	14	所管	文部科学省	法人名	大学入試センター
-----	----	----	-------	-----	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 大学入試センター試験の実施	独立採算への移行	23年度から実施	運営費交付金をゼロとし、運営費交付金に頼らない構造での運営とする。	1a	・前年度から引き続き平成24年度についても運営費交付金はゼロとした。	措置済み
02 大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究	調査研究の重点化	23年度から実施	センター試験の実施及び入試の改善に関する調査研究に特化する。	1a	・平成23年度からセンター試験の実施及び入試の改善に関する調査研究に特化した。具体的には、法科大学院適性試験に関する調査研究等は廃止し、得点調整に関する研究や障害のある者に配慮した入試に関する研究等、センター試験の実施及び入試の改善に直接関係するものに特化した。 (調査研究の件数・経費) 平成22年度 31件、226,490千円 → 平成24年度 16件、177,151千円	措置済み
03 大学入学志望者の進路選択に資する大学情報の提供	事業の廃止	22年度中に実施	ガイダンスセミナーを廃止する。また、ハートシステム、ガイドブックを廃止する。	1a	・ガイダンスセミナー、ハートシステム及びガイドブックは、平成22年度限りで廃止した。	措置済み

No.	14	所管	文部科学省	法人名	大学入試センター
-----	----	----	-------	-----	----------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し 大学入試センター試験の実施事業	秘密保持など入試の持つ性格に十分配慮しつつ、随意契約の見直しを含め業務の効率化を図り、その一環として平成21年度中に民間競争入札を実施する。	1	<p>・随意契約等見直し計画を着実に実施し、随意契約については真に止むを得ない理由によるもののみとなった。また、一般競争入札においては、より競争性が確保されるようホームページ上に入札参加条件及び仕様書を公開し、公告と同時に詳細な調達内容の情報提供を行っている。</p> <p><平成22年度の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争等 3,111,283千円(55.9%)、競争性のない随意契約 2,451,818千円(44.1%) ・一般競争等 38件(64.4%)、競争性のない随意契約 21件(35.6%) <p><平成23年度の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争等 2,658,745千円(51.3%)、競争性のない随意契約 1,788,433千円(48.7%) ・一般競争等 30件(63.8%)、競争性のない随意契約 17件(36.2%) <p><平成24年度の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争等 2,188,741千円(46.3%)、競争性のない随意契約2,541,615千円(53.7%) ・一般競争等 25件(61.0%)、競争性のない随意契約 16件(39.0%) <p>公共サービス改革基本方針(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、平成21年10月から平成24年4月末までの間、大学入試センターの実施する出願受付・成績開示業務について外部委託により実施し、内閣府に置かれている官民競争入札等監理委員会等において、公共サービスの質の維持や経費の削減等が達成されているとの評価を得た。平成23年7月、引き続き民間競争入札を実施することが閣議決定され、平成24年5月以降も外部委託により実施している。</p>	措置済み
2	事務及び事業の見直し 大学入試センター試験の実施事業	調査研究の一環として試験的に実施してきた法科大学院適性試験について、その成果を踏まえ、新たな実施主体において当該試験を継承して実施する体制が整えられた後、終了するべく、平成20年度中を目途に具体的な案を策定する。	1	<p>・中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会の平成21年4月17日の報告「法科大学院の質の向上のための改善方策について(報告)」の中で、「適性試験の公平かつ安定的な実施を図るため、法科大学院関係者の主体的な参画のもとに、適性試験の統一化が図られる必要がある。」と提言された。新たな実施主体として平成22年に適性試験管理委員会が発足し、平成23年度より適性試験を実施することとなったことから、大学入試センターにおいて実施してきた法科大学院適性試験は、平成22年度をもって終了した。</p>	措置済み
3	事務及び事業の見直し 大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究事業	平成20年度中に大学入試センター試験及び新たな教育制度に対応した入試の実施方法並びにそれらの改善策に関する調査研究テーマに特化する。	1	<p>・平成23年度からセンター試験の実施及び入試の改善に関する研究に特化した。具体的には、法科大学院適性試験に関する調査研究は廃止し、得点調整に関する研究や障害のある者に配慮した入試に関する研究等、センター試験の実施及び入試の改善に直接関係するものに特化した。</p>	措置済み
4	事務及び事業の見直し 大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究事業	「国公立大学ガイドブック」の作成、進路指導関係セミナーの各業務の在り方について、業務の効率化又は自己収入の増大の観点からの廃止又は有料化も含め、平成20年度中に検討し、結論を得る。	1	<p>・「国公立大学ガイドブック」、「進路指導関係セミナー(大学ガイダンスセミナー)」は平成22年度限りで廃止した。</p>	措置済み
5	運営の効率化及び自律化 保有資産の見直し	現在地での施設・土地の必要性及びその有効活用について、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等も考慮の上で、平成22年度中に検討し、結論を得る。	1	<p>・平成22年に外部の学識経験者を含む「保有資産に関する検討委員会」を設置し検討を行い、規模・コスト・立地等を検証した結果、平成23年3月に、大学入試センター試験等業務を着実に実施するためには、所有地で現有建物を活用することが最善であるとの結論を得た。</p>	措置済み